

検体採取および検査で使用した 機材の廃棄について

- ★病理部では、検体採取および検査で使用した機材は管理課用度第三掛により定められた「廃棄物の分別方法」に従い分別し、適切に廃棄しています。
- ★組織標本(迅速組織標本・生検)作製過程の残容器などの機材は、約一ヶ月保存し廃棄します。
- ★病棟・外来での検体採取で使用した機材に関しても、「廃棄物の分別方法」に従い分別し、適切に廃棄してください。